

文部科学省にパブリックコメントを提出

令和4年7月8日、文部科学省では、大学設置基準等の一部を改正する省令案及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程案に関するパブリックコメント(8月6日期限)を実施した。これを受けて、本協会では、次の意見を提出した。

大学設置基準等の一部を改正する省令案及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程案に関する意見募集への意見

2022. 8. 5

公益財団法人 私立大学通信教育協会
理事長 高橋 陽一

- (1) 大学通信教育設置基準第1条の改正は、大学通信教育の水準向上のためにも重要ですが、さらに、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」(令和4年3月18日)に遠隔授業のガイドラインの作成や大学団体等でのSDやFDの実施等がのべられていますが、こうした取組が促進される施策を要望します。
- (2) 大学通信教育設置基準第3条の遠隔授業（メディアを利用して行う授業）の規定は、第9条及び第12条の改正と連動して、遠隔授業が面接授業に相当する教育上の位置づけを明確にして促進するものとして評価します。
ただし、この改正にかかわらず独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金では、大学通信教育課程に限って、面接授業のみが奨学金支援対象の条件となって遠隔授業が外れており、学生就学支援において不平等だと考えられますので、法令改正と併せて是正されることを要望します。
- (3) 大学通信教育設置基準第4条について、「定期試験を含め、」の文言が削除されています。印刷教材等による授業では、レポートの合格と試験は必須であり、学生の計画的な学修のために「年間を通じて」試験が大学通信教育では実施されてきました。学生のための履修と教育水準確保の根拠となる文言ですので、試験が不要となったという誤解が生じないようにお願いいたします。